

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関するチェックシート

平成18年4月1日現在

都道府
県市区

(1) 公衆衛生医師の育成

① 研修計画の策定

	実施済み	検討中	予定なし
1			

(詳細)

※詳細欄には、具体的な実施内容、実施できない理由等を御記入ください。(以下同じ。)

2			
---	--	--	--

(詳細)

② 人事異動及び人事交流を通じての人材育成(ジョブ・ローテーション)の充実

	実施済み	検討中	予定なし
3			

(詳細)

4			
---	--	--	--

(詳細)

③ 研究事業への参加

	実施済み	検討中	予定なし
5			

(詳細)

④ 保健所への医師の複数配置

	実施済み	検討中	予定なし
6			

(詳細)

⑤ 各機関の連携

	実施済み	検討中	予定なし
7			

(詳細)

最近1年間の開催回数

回

⑥専門能力の向上・学位の授与

	実施済み	検討中	予定なし
8	・公衆衛生医師が国立保健医療科学院の専門課程Ⅰを受講できる環境の整備		
	(詳細)		これまでの国立保健医療科学院専門課程Ⅰ修了者数 人
9	・国立感染症研究所のいわゆるFETP-Jコース(実地疫学養成コース)を選択できるようにする		
	(詳細)		これまでのFEETP修了者数 人

⑦処遇の工夫

	実施済み	検討中	予定なし
10	・学位取得、留学、研究、研修等に関する服務上の規定の整備(職務専念義務の免除等)		
	(詳細)		
11	・職員が長期研修に参加できるような融通性のある勤務体制の実施		
	(詳細)		

(2)公衆衛生医師の採用・確保

①採用計画の策定による定期的な採用

	実施済み	検討中	予定なし
12	・勤務している公衆衛生医師の年齢構成等を考慮し、若手を育成し、適切な公衆衛生医師を養成することを基本とする計画的な採用の実施		
	(詳細)		最近1年間の新規採用人数 人

②募集方法の工夫

	実施済み	検討中	予定なし
13	・ホームページや雑誌、新聞、広報等による募集の定期的な実施		
	(詳細)		
14	・募集人数、業務内容、給与、役職、研修実施状況、職員からのメッセージ等の掲載		
	(詳細)		
15	・ホームページでは募集期間が終了した後も随時閲覧できるよう掲示		
	(詳細)		

③ 地方公共団体等での人事交流

16	・都道府県内、都道府県間及び国、検疫所等との人事交流の活用	実施済み	検討中	予定なし
	(詳細)	1年間の人事交流人数 人		

④ 公衆衛生医師確保推進登録事業の活用

17	・厚生労働省が実施している公衆衛生医師確保推進登録事業の活用	実施済み	検討中	予定なし
	(詳細)			

(3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発

① 教育プログラムの工夫

18	・勤務している公衆衛生医師が医育機関等において、学生に対して公衆衛生行政の実践的内容について講義できるよう、医育機関等の求めに応じて講師の派遣の協力	実施済み	検討中	予定なし
	(詳細)			
19	・保健所等における学生の実習、長期に渡るインターンシップ等について、受け入れ、カリキュラムの設定及び講義を実施すること等への協力			
	(詳細)	1年間の実習受け入れ人数総数 人		
20	・保健所実習においては、公衆衛生医師が医育機関の教員とともに企画調整を行い、指導も直接実施			
	(詳細)			

② 医育機関における進路説明会の活用

21	・公衆衛生・衛生学教室における研究等の活動に関する説明を行うとともに、地方公共団体等における公衆衛生医師の活動に関して、公衆衛生医師より直接説明	実施済み	検討中	予定なし
	(詳細)	1年間の参加回数 回		
22	・進路説明会への参加に協力し、保健所に勤務する医師又は本庁に勤務する医師から説明			
	(詳細)			

③卒後臨床研修(地域保健・医療)の充実

		実施済み	検討中	予定なし
23	・保健所は積極的に臨床研修医を受け入れ、地域保健・医療研修のうち少なくとも保健所での研修を2週間以上実施			
	(詳細)	1年間の臨床研修医受け入れ総数 人		
24	・実施可能な保健所においては、1か月単位間の研修の実施			
	(詳細)			

④ホームページ等の媒体を活用した普及啓発

		実施済み	検討中	予定なし
25	・公衆衛生医師の募集を行う際に、例えば公衆衛生医師の業務内容、役職、モデルとなる複数の公衆衛生医師からのメッセージ等の記載			
	(詳細)			
26	・ホームページ、雑誌、新聞、広報誌、専門誌、学生向け雑誌、一般誌等への掲載			
	(詳細)			
27	・公衆衛生医師に関する情報を紹介するリーフレット等の作成・配布			
	(詳細)			
28	・公衆衛生医師の業務に関する説明会や地方ブロック会議の開催			
	(詳細)			

(4) 公衆衛生医師の定数及び現員数

	本庁衛生部局	保健所	(その他)	(その他)	(その他)	(その他)
定数	席	席	席	席	席	席
現員	人	人	人	人	人	人

※地域保健法施行規則第1条第1項第6号により、職員の職種別定数を報告していただいているところですが、平成18年4月1日現在の公衆衛生医師の定数及び現員数を把握したいので、御協力願います。

担当部(局)課(室):

担当(記入)者名:

連絡先(電話番号):

内線

(FAX番号):

(メールアドレス):